

## IV. 資料

### 教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日  
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性及び透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、教育委員会が行う教育活動の執行状況を外部の知見を活用して自己評価結果を検証し、事務事業の改善に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の目的を体系的に取りまとめ、指標等を用いて当該目的に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 各課は前条の規定により設定した目標の達成度について自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 適切性（児童・生徒・保護者の視点、満足度・納得度、サービス水準）
- (2) 効果性（財務と施策水準の視点）
- (3) 業務改善（内部プロセスの視点）
- (4) 人材育成（学習と成長の視点、人的資源の最大化）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(教育に関する事務の点検・評価委員会意見の反映)

第6条 点検・評価の実施にあたっては、別に定める教育に関する事務の点検・評価委員会からの意見等を考慮し、点検・評価の客観性及び透明性の確保に努める。

(結果の公表)

第7条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

# 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日  
教 育 長 決 定

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。